

令和2年度

玉野市社会福祉協議会の事業紹介

～ みんなで参加 みんなでつくる 支え合いのまち玉野 ～



社会福祉法人 玉野市社会福祉協議会

住所： 〒706-0001
玉野市田井五丁目2番1号
電話： (0863) 31-5601
ファクス： (0863) 31-5638
e-mail: info@tamano-shakyou.or.jp
URL: <http://www.tamano-shakyou.or.jp/>

目次

玉野市社会福祉協議会の概要	1
玉野市社会福祉協議会 組織図・事業体系	4
玉野市社会福祉協議会が事務局をもつ関係団体一覧	4
玉野市社会福祉協議会の財源	4
＜総合福祉課＞	
地域福祉活動推進計画	5
地区社会福祉協議会	6
ボランティア	7
常設型災害ボランティアセンター	8
赤い羽根共同募金	9
生活支援体制整備事業	9
高齢者ふれあい・いきいきサロン	10
貸付事業	10
総合相談	11
移送サービス	11
福祉車両貸出	12
福祉用具貸出(貸出・リサイクル)	12
日常生活自立支援事業、法人後見(成年後見制度)	13
放課後児童クラブ	14
玉野市児童館	15
子育てファミリー・サポート・センター	15
障害者就労支援センター	16
障害者地域活動支援センターしらさ工房	16
＜介護保険事業課＞	
居宅介護支援事業所	17
玉野ホームヘルプステーション社協	17
地域包括支援センター(愛称:いきいきセンター)	18
わがまち福祉相談会	20
生きがいデイサービス	21
いき・いき交流デイサービス	22
＜総務課＞	
玉野総合福祉センター	23
ティエラ	24
玉野市の高齢化の状況	25
案内図	26

※各事業の説明にある年末年始の期間は12月29日～1月3日です。

玉野市社会福祉協議会の概要

- ◇名称 社会福祉法人 玉野市社会福祉協議会
- ◇所在地 〒706-0001 玉野市田井五丁目2番1号（玉野総合福祉センター内）
TEL. (0863)31-5601 FAX. (0863)31-5638
- ◇設立 昭和26年3月1日（昭和40年8月30日 社会福祉法人認可）
- ◇目的・役割 玉野市における社会福祉事業の効率的運営と組織的活動を促進し、地域の社会福祉の増進を図ることを目的として設置されており、社会福祉法第109条に規定する「調査、総合的企画、連絡・調整、助成、普及・宣伝、人材開発・研修、事業の企画・実施など」を、地域住民、関係諸団体・諸機関等の協力を得ながら推進します。

◇主要事業の経過

昭和26年3月1日	玉野市社会福祉協会設立（玉野市役所内）
27年3月1日	福祉資金貸付制度、緊急援護制度を設置
29年4月1日	児童更生施設「後閑保育園」を設置（平成11年3月閉鎖）
30年4月1日	県世帯更生資金貸付業務開始
33年9月3日	財団法人 玉野市社会福祉協会設立
34年4月4日	宿所提供施設「和田寮」14戸を設置（平成11年3月閉鎖）
35年4月1日	玉野心配ごと相談所開設
40年8月30日	社会福祉法人 玉野市社会福祉協議会設立（宇野二丁目16番26号）
45年4月1日	児童健全育成事業「放課後児童クラブ」受託開始 ・第二日比小学校（昭和41年設置） ・宇野小学校（昭和42年設置） ・田井小学校（昭和43年設置）
48年10月1日	障害児通園事業（わかえの園）受託（平成29年3月閉鎖）
53年	玉原小学校放課後児童クラブ開設
56年8月1日	玉野高齢者無料職業紹介所開設（平成12年3月閉鎖）
58年4月1日	心身障害者地域福祉作業所「玉授産所」受託 （福祉作業所しらす工房に改称 → 平成19年4月1日 玉野市障害者地域活動支援センターしらす工房に再改称）
58年	荘内小学校放課後児童クラブ開設
60年4月1日	玉野高齢者能力開発情報センター開設（平成12年3月閉鎖）
62年	日比小学校放課後児童クラブ開設
63年3月1日	玉野デイサービスセンター開設（平成12年4月認可 →令和元年6月30日休止、令和2年3月閉鎖）
63年4月1日	ホームヘルパー派遣事業開始（平成12年4月認可）
平成元年10月1日	玉野市高齢者サービス相談センター介護派遣事業開始
3年8月1日	玉野福祉人材バンク設立（平成12年3月閉鎖）
6年4月1日	八浜小学校放課後児童クラブ開設
9年1月13日	西北地域デイサービスセンター運営開始（平成12年4月認可 →平成19年8月1日 荘内デイサービスセンターに改称 →平成24年3月閉鎖）

9年4月1日	事務所所在地を玉野市田井五丁目22番1号へ移転 玉野総合福祉センター管理運営受託
10年4月1日	ふれあいのまちづくり事業開始（玉野市補助）
11年10月1日	居宅介護支援事業所認可
12年4月1日	在宅福祉サービス相談センター開設 築港小学校放課後児童クラブ開設
12年10月1日	ミニデイサロンしおさい受託運営開始
13年4月1日	大崎小学校放課後児童クラブ開設 介護ファミリー・サポート・センター受託運営開始 (平成18年3月閉鎖)
13年7月27日	後閑小学校放課後児童クラブ開設
13年10月1日	精神障害者地域生活支援センターこころの里受託運営開始 (平成19年3月受託終了)
14年2月1日	ミニデイサロンみなと受託運営開始
14年4月1日	胸上小学校放課後児童クラブ開設 子育てファミリー・サポート・センター受託運営開始
14年7月1日	玉野市児童館受託運営開始
15年1月11日	ミニデイサロンしらすな受託運営開始
17年7月1日	玉小学校放課後児童クラブ開設
18年4月1日	地域包括支援センター開設（包括的支援事業受託開始） →平成20年5月1日、公募により愛称「いきいきセンター」に決定
19年3月1日	玉野総合福祉センターを老人福祉センター（B型）として届出
19年4月1日	玉野市勤労青少年ホーム受託運営開始（平成28年3月受託終了） →平成28年4月、「ティエラ」として社協単独運営開始
19年6月4日	山田小学校放課後児童クラブ開設
19年6月18日	玉野総合福祉センターを無償譲渡（寄附）される
20年4月1日	福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）開始
21年4月1日	玉野市障害者コミュニケーション支援事業受託開始 (平成27年3月受託終了)
	高齢者ふれあい・いきいきサロン活動助成事業受託開始
23年3月15日	地域福祉活動計画（1次計画）策定
23年5月13日	東児地区社会福祉協議会設立
23年6月28日	和田地区社会福祉協議会設立
24年4月1日	鉾立小学校放課後児童クラブ開設
24年7月1日	ボランティアセンター（すこやかセンター内）に事務所を設置 (令和元年11月、事務所を福祉センターに移設)
25年7月1日	いき・いき交流デイサービス事業受託開始
26年4月1日	玉野市障害者就労相談支援事業受託開始 常設型災害ボランティアセンター設置（すこやかセンター内） (平成28年4月、所管が総合福祉課（福祉センター内）へ移設)
28年4月1日	生活支援体制整備事業受託開始

28年11月18日	磐田市社会福祉協議会(静岡県)と災害時相互応援協定締結
29年3月31日	地域福祉活動推進計画(2次計画)策定
29年9月26日	玉原地区社会福祉協議会設立
令和元年6月11日	日比地区社会福祉協議会設立
元年8月30日	荘内地区社会福祉協議会設立

社会福祉協議会は公共性の高い“民間団体”です。社会福祉協議会は略して“社協(しゃきょう)”と呼びます。

玉野市社会福祉協議会 組織図・事業体系

理事(11名)	監事(2名)	評議員(17名)	評議員選任・解任委員 (5名(外部委員3名))
事務局			
総務課(福祉センター内) (ティエラ内)	○玉野総合福祉センター ○社協会費 ○ティエラ		
総合福祉課 (福祉センター内)	○地域福祉活動推進計画 ○地区社会福祉協議会の支援 ○ボランティア ○常設型災害ボランティアセンター ○赤い羽根共同募金 ○歳末たすけあい運動 ○生活支援体制整備 ○高齢者ふれあい・いきいきサロン ○貸付 ○総合相談 ○移送サービス ○福祉車両貸出 ○福祉用具貸出(貸出・リサイクル) ○日常生活自立支援 ○法人後見(成年後見制度) ○放課後児童クラブ ○障害者就労支援センター		
(レクレセンター内)	○玉野市児童館 ○子育てファミリー・サポート・センター		
(すこやかセンター内)	○しらさ工房		
介護保険事業課 (福祉センター内)	○居宅介護支援 ○玉野ホームヘルプステーション社協 ○障害者ホームヘルプサービス ○生きがいデイサービス ○いき・いき交流デイサービス		
(地域包括支援センター内)	○包括的支援 ○介護予防 ○わがまち福祉相談会		

玉野市社会福祉協議会が事務局をもつ関係団体一覧

団体	所管	連絡先
玉野市民生委員児童委員協議会	総合福祉課(福祉センター)	TEL. 31-5601
玉野市赤十字奉仕団	総合福祉課(福祉センター)	TEL. 31-5601
どんぐりの会(ひとり暮らし高齢者支援)	総合福祉課(福祉センター)	TEL. 32-1104
玉野市ボランティア連絡協議会	総合福祉課(福祉センター)	TEL. 32-1104
岡山県介護支援専門員協会玉野支部	介護保険事業課(包括支援センター)	TEL. 33-6600

玉野市社会福祉協議会の財源

社協会員による会費	皆様からお寄せいただく会費です。社協の運営する事業にご理解をいただいた、個人、法人、福祉施設・団体などをお願いしています。 普通会員 1口 300円以上 特別会員 1口 1,000円以上 賛助会員 1口 1,000円以下 用途は毎年度協議して、地域福祉活動を中心に、必要な事業に配分しています。
寄附金	皆様からの寄附金(香典返し、その他の寄附金等)です。地域福祉活動等に活用しています。
共同募金配分金	戸別募金や法人募金の他、街頭・職域・学校募金などがあり、地域福祉・在宅福祉・ボランティア活動等の事業に配分しています。
介護保険事業等の収入	介護保険事業(居宅介護支援・訪問介護・通所介護)の収益の一部を、社会福祉活動資金として活用しています。
市等の補助金委託金等	人件費や事業費の一部に公費の助成を得ながら運営しています。民間色を生かし、地域福祉の活性を目標に事業運営にあたっています。

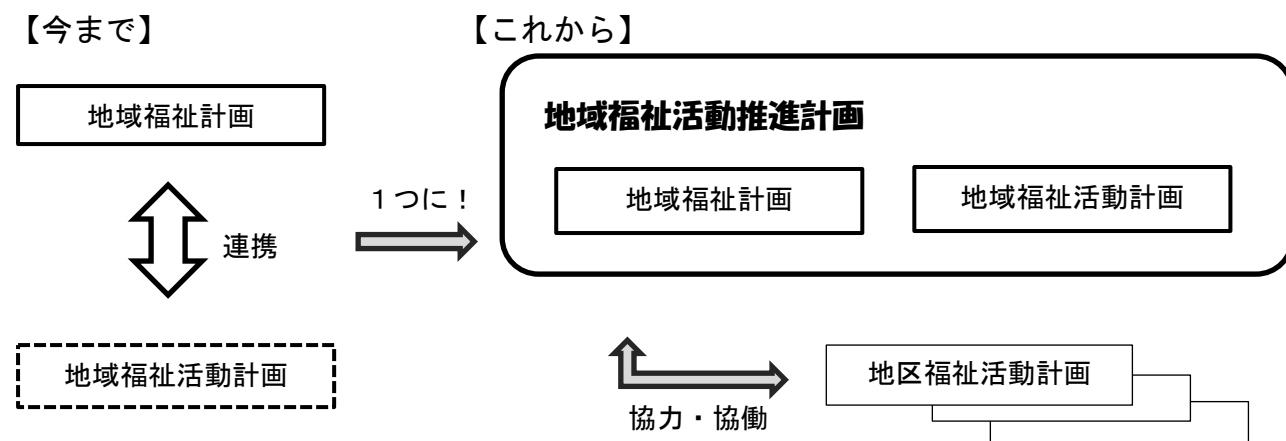
「地域福祉活動推進計画」とは、地域住民や関係機関・団体、玉野市、玉野市社会福祉協議会が、それぞれ考えを出し合い、連携・役割分担しながら地域福祉に取り組んでいくために策定した、平成29年度から令和3年度までの5カ年の計画です。

★基本理念

みんなで参加 みんなでつくる 支え合いのまち 玉野

★計画の位置づけ

- ①社会福祉法に基づいて策定する、玉野市の「地域福祉計画」と玉野市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、取りまとめたものです。
- ②各地区で具体的な福祉活動を推進するために必要な「地区福祉活動計画」に対して、ガイドラインの役割を担います。



★計画の評価

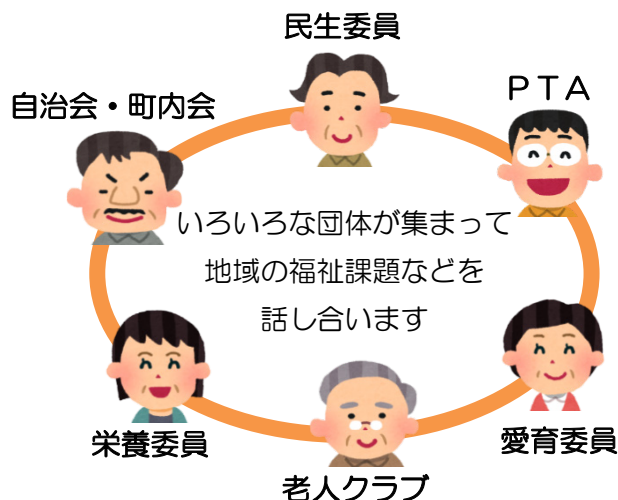
計画を策定したメンバーを中心として、一定期間ごとに計画の進捗状況を確認・評価します。その結果に基づき、計画の見直し等を行う場合があります。

※計画の具体的な内容は、ホームページでご覧いただけます。



地区社会福祉協議会（以下「地区社協」）は、「自分たちの地域は自分たちで良くしていこう」という理念から組織され、地域の福祉課題を、地域住民同士が協働し解決を目指すことを目的とする組織です。

住民を主なメンバーとした
地域を良くするための組織

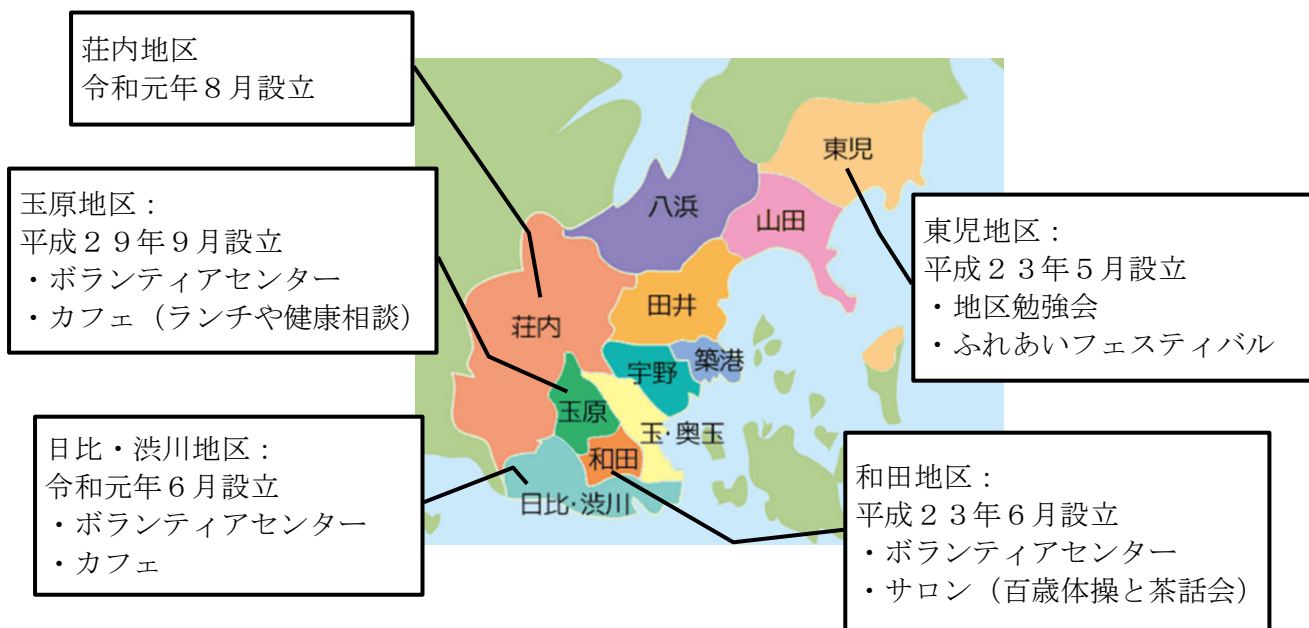


地区社協の補助金について

- ・「赤い羽根」地区社協設置促進事業助成金 10万円
- ・「社協会費」地区社会福祉協議会助成金

- ①一律助成金 10万円（設立年度のみ）
5万円（設立の翌年度から）
- ②当該地区の前年度社協会費実績額の30%相当額
※②の助成金については、活動内容によって加算あり。
 1. 地区福祉活動計画を策定し活動を行う場合 20%相当額加算
 2. 市社協会員制度の集金業務を受託した場合 30%相当額加算☆ 上記1. 2の両方を行う場合 40%相当額加算

令和2年3月時点、市内5地区に設置



ボランティア登録すると

- ◎ボランティア活動に参加できる機会を提供します。
- ◎ボランティアに関する研修のご案内をします。
- ◎登録者、団体間の交流を図ります。
- ◎その他、さまざまな福祉に関する情報をお知らせします。

★ボランティア活動

- ・グループ活動（朗読録音グループ、手話サークル等）
- ・福祉ボランティア協力校（市内の小・中・高等学校）
- ・地域のボランティア活動
- ・災害ボランティア活動
- ・個人活動（自分の空いている時間を利用して活動）



★ボランティア講習、研修

- ・夏のボランティア体験
- ・福祉体験教室（車いす体験教室、アイマスク体験教室、高齢者疑似体験教室）

★ボランティア連絡協議会

- ・会長 玉野レクリエーション協会
- ・副会長 子育て研修会「ほっとポケット」、奥玉みんなの会
- ・事務局 玉野市社会福祉協議会 総合福祉課

(ボランティアグループ)

1	玉野朗読奉仕の会	10	子育て研究会「ほっとポケット」
2	玉野地区BBS会	11	奥玉みんなの会
3	玉野手話サークル	12	たまの要約筆記サークル
4	玉野奇術クラブ	13	人形劇サークル パペット
5	玉野市レクリエーション協会	14	さわやかコーラス
6	昔こっぶり	15	玉野地区更生保護女性会
7	玉野おもちゃの病院	16	玉野傾聴ボランティア パレット
8	病院ボランティア たんぽぽの会	17	聞き書きボランティア スマイル
9	ひまわりの会	18	缶フラワー



災害発生時、迅速に対応できるように、平常時から災害に備える活動を行います。

◆平常時（災害が発生していないとき）◆

災害に備える活動を行います。

- ①運営マニュアルの整備とマニュアルに基づく訓練の実施
- ②活動に協力いただく団体とのネットワークづくりや情報交換
- ③活動に使う道具の整備や災害ボランティアの募集・育成
- ④センターを市民に広く知ってもらうための広報活動 等

設置場所：玉野市社会福祉協議会

玉野市田井 5-22-1（玉野総合福祉センター）

TEL. 31-5601 FAX. 31-5638

大規模災害発生
災害時体制へ移行



被災者からの要請等を
考慮しながら
平常時体制へ移行

◆災害時（災害が発生したとき）◆

被災者の日常生活への復旧を支援する活動を行います。

- ①被災状況の把握やボランティアによる支援が必要な世帯等の調査
- ②市内外へのボランティアの募集
- ③復旧の支援をしてほしい世帯や避難所等にボランティアを紹介
例：土砂撤去、畳あげ、床板はがし、ゴミ片付け
炊き出し、話し相手や傾聴、レクリエーション 等

設置場所：玉野市社会福祉協議会 ※被害の状況により変更あり

玉野市田井 5-22-1（玉野総合福祉センター）

TEL. 31-5601 FAX. 31-5638



我が国の共同募金運動は、法律に定められた唯一の募金運動で、毎年全国一斉に行われています。赤い羽根共同募金運動は、地域福祉の推進を目的とし、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけることを目指しています。

【募金活動の種類】

- ・ 戸別募金 … 地域の各家庭を訪問して協力を呼びかける募金。
- ・ 法人募金 … 企業を訪問して協力を依頼する募金。
- ・ 職域募金 … 企業の従業員の方に職場での協力を依頼する募金。
- ・ 街頭募金 … 街角や人の集まる場所で協力を呼びかける募金。
- ・ 学校募金 … 学校において児童・生徒に協力を呼びかける募金。
- ・ イベント募金 … イベントを企画して協力を呼びかける募金。
- ・ 募金箱設置 … 市内の協力施設に募金箱を設置させていただき、施設利用者に協力していただく募金。



玉野市内で集められた募金は、一度岡山県共同募金会へ送金し、県共同募金会から福祉に関する活動や、県内で活動している福祉施設等に配分されています。

生活支援体制整備事業

玉野市田井 5-22-1
TEL. 31-5601 FAX. 31-5638

地域住民が安心して豊かな在宅生活を送るため、ゴミ出しや買い物などのちょっとした困りごとを、住民どうしの助け合いで支援する仕組みづくりや、気軽に住民どうしが交流できる居場所づくりなどを進めます。

《事業の内容》

- 市内の民間サービスや住民活動などの情報収集
- 住民の困りごと、やってみたい活動などの把握
- 地域をより良くするための話し合いの場の設置
- フォーラムを開催するなど地域住民の意識啓発
- 助け合い活動や居場所を運営する担い手の育成
- 上記の取り組みを推進するための専門職の配置



高齢者ふれあい・いきいきサロン

あなたの地域で「サロン」をはじめませんか？

サロンとはひとり暮らしや家の中で過ごしがちな高齢者等と近隣の方々との「仲間づくりの場」です。

●「サロン」ってどんなところ？

1. 地域交流の場 … 歩いていける地域の居場所
2. 住民(参加者)が主役 … お客様はいません
3. 出入り自由 … 気軽さが身上です
4. アイデア勝負 … やりたいことをしましょう



●「サロン」活動が広がっています！

1. 目的はさまざま
2. つくり方はさまざま … 地域性を生かしたつくり方
3. 回数も場所もさまざま … それぞれのサロンで決めましょう

●「サロン」の効果

1. つながりづくり … ご近所さんを増やしましょう
2. 心と身体健康維持 … 社会とつながりましょう
3. 情報の共有 … 知りたいことがわかります

★お問い合わせ

総合福祉課
玉野市田井 5-22-1
(玉野総合福祉センター)
TEL. 31-5601

地域包括支援センター
(いきいきセンター)
玉野市宇野 1-8-8
TEL. 33-6600



貸付事業

玉野市田井 5-22-1
TEL. 31-5601 FAX. 31-5638

低所得世帯で緊急的かつ、一時的に生計の維持が困難となった世帯に対して、生活資金の貸付をしています。

- ・ 福祉資金 … 最大4万円（保証人が必要です）
玉野市が行う、緊急援護資金貸付制度による貸付けを受け、生活資金に不足が生じる場合に貸付けを行います。
- ・ 緊急援護 … 最大5千円（保証人は不要です）
保証人を立てることができない世帯で、数日後には一定の収入が見込める世帯に対して、数日分の生活費として貸付を行います。

◎生活福祉資金について … 岡山県社会福祉協議会が実施する貸付で、窓口の対応等を行います。

日常の困りごとから、法的な助言、財産の問題や手続きに関すること、また、土地に関する困りごとについての様々な相談窓口です。

※“わがまち福祉相談会”は19ページを参照してください。

★相談内容一覧

名称	内容	開催日時	相談員
介護相談	介護に関する相談	平日 午前8時30分 ～午後5時15分	社会福祉士 介護福祉士 介護支援専門員
弁護士相談 (要予約)	法律・財産の問題に関する全ての相談 ※税金、特許、登記に関する問題は除く	毎月1回 午前10時 ～午後3時	弁護士
相続・境界等 財産の手続相談 (要予約)	相続に関する書類の書き方や土地に関する問題相談	毎月1回 午後1時30分 ～午後3時30分	司法書士 土地家屋調査士

※詳細な日程は、社協だより等でご確認ください。

移送サービス

玉野市田井 5-22-1
TEL. 31-5601 FAX. 31-5638

病院への通院、入退院の際に、公共交通機関を利用することが困難な人の移動をお手伝いします。社会福祉協議会職員が車を運転します。

- ★利用対象者 … 玉野市にお住まいで、寝たきりや歩行困難な身体状況のため、車いす又はストレッチャーを必要とする市民税非課税世帯の人。ご利用の際には付添い人の同乗が必須となります。
※原則として、社協会員もしくはその家族
- ★利用目的 … 自宅から病院への通院、入退院
- ★利用範囲 … 玉野市内の病院または社協を起点として20km範囲内の病院
- ★利用回数 … 1カ月に2回まで
- ★利用料金 … 無料



福祉車両貸出

玉野市田井 5-22-1
TEL. 31-5601 FAX. 31-5638

公共交通機関を利用することが困難な人の移動手段を確保するため、車両の貸出を行っています。

- ★利用対象者 … 玉野市にお住まいで、介護を要する高齢者、障害者及びその家族等
玉野市に拠点を持つ福祉団体、ボランティア団体、福祉施設等
※原則として、社協会員もしくはその家族
- ★貸出車両 … マイクロバス 1台
リフト付車両 1台（車いす、ストレッチャーの乗車が可能）
〃 1台（車いすの乗車が可能）
※貸出用途等、制限がありますので、詳細については申請時に必ずご確認ください。
- ★利用料金 … マイクロバス 10,000円（別途、燃料補填が必要）
その他の車両 無料（ただし、燃料補填が必要）



福祉用具貸出(貸出・サイクル)

玉野市田井 5-22-1
TEL. 31-5601 FAX. 31-5638

在宅介護の軽減を目的に、要介護高齢者や障害者等へ福祉用具の貸出をしています。また、子育て支援を目的にチャイルドシート等の貸出も行っています。

- ★貸出用具 … 車いす、介護ベッド^(*)、歩行器
ベビーベッド、チャイルドシート^(*)^(*)
- ★利用料 … 無料（ただし*1の用具については消毒料が必要です）
- ★貸出条件 … 貸出期間は最長1年とします（申請により延長も可）
※福祉用具により貸出条件が異なります。
詳細はお問い合わせください。
- ★貸出対象者 … 玉野市にお住まいで、福祉用具の貸出が必要な人（*2の用具は市民税非課税世帯が対象になります。）
※原則として、社協会員もしくはその家族

消毒料(令和2年4月1日現在)	
介護ベッド	8,500円
チャイルドシート	1,650円

日常生活自立支援事業 法人後見(成年後見制度)

玉野市田井 5-22-1
TEL. 31-5601 FAX. 31-5638

認知症の高齢者、知的・精神障害者など、判断能力が不十分な人の福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理・財産管理等を行い、在宅生活を支援します。

★日常生活自立支援事業

判断能力に不安があっても、「福祉サービスの利用援助」や「日常的な金銭管理」等の支援があれば、在宅で生活を送ることができる人を支援する事業です。

★法人後見(成年後見制度)

判断能力が不十分となった人が、財産管理や契約等で不利益を被らないよう、法律面や生活面を支援する成年後見制度において、玉野市社会福祉協議会が法人として後見人等になり、支援する事業です。

	日常生活自立支援事業	法人後見(成年後見制度)
対象者	在宅生活者で、判断能力に不安がある人(契約ができる程度)	認知症、知的・精神障害等で、判断能力が不十分な人
職務の範囲	福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、通帳・印鑑等の預かり	財産の管理契約等に関する法律行為及び身上監護
利用時の費用	<p>★福祉サービス利用援助・日常的な金銭管理サービス</p> <p>* 1時間までは1,100円 (1時間を超える場合、30分ごとに550円加算)</p> <p>* 上記に加えて支援員の交通実費負担が必要。生活保護世帯は、料金及び支援員の交通実費負担は無料。</p> <p>★書類等の預かりサービス</p> <p>* 年間5,000円</p>	本人の資産状況等により家庭裁判所が決定
監督機関	岡山県社会福祉協議会	家庭裁判所または後見監督人等



放課後児童クラブ

玉野市田井 5-22-1

TEL. 32-1104 FAX. 32-1105

保護者が働いている家庭の子どもや、家族の疾病などの理由で、日中保護者のいない家庭の小学校の児童を育成・指導します。

★開所日 … 月～金曜日、第1土曜日（祝日、お盆、年末年始は休み）

★利用時間 … 通常時期：授業終了後～午後5時

冬季時期：授業終了後～午後4時30分（11月中旬～1月下旬）

夏、春休み：午前8時（試行）～午後5時

冬休み：午前8時（試行）～午後4時30分

※いずれも延長は午後6時まで。

★延長保育 … 保護者の申請により、午後6時まで実施しています。

※ただし、保護者の迎えが必要になります。

★土曜保育 … わんぱくクラブ（玉原）、はとクラブ（荘内）の2か所で実施しています

※玉原、荘内学区以外の児童も利用可能です。

★子供たちの生活

午後 1:00 2:00 3:30 4:00 4:40 5:00 6:00

諸準備	宿題 好きな遊び	おやつ 片付け	好きな 遊び	片付け 帰りの会	帰宅 延長
-----	-------------	------------	-----------	-------------	----------

★利用料

・保護者負担金 … 保護者の総所得税額で決定します（下記参照）

合計所得	月額負担金	その他
前年度分の市町村民税非課税世帯	2,700円	2人目からは1/2
前年度分の市町村民税所得割課税額 18万円未満	4,300円	
前年度分の市町村民税所得割課税額 18万円以上	6,500円	

・おやつ代、育成会費（教材、消耗品費等） … 1,500円程度/月

・春休み、冬休み保育（春期、冬期保育負担金） … 各500円

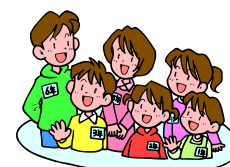
・夏休み保育（夏期保育負担金） … 1,500円

・延長保育（午後5時～6時） … 500円/月

・土曜保育 … 2,000円/月+おやつ代200円/月

★各クラブ一覧

クラブ名	(小学校)	電話番号	住所
どろんこ1	(田井)	31-8193	田井3-4-1
どろんこ2	(田井)	32-2901	田井3-4-1
ぺんぎん	(築港)	21-3778	築港3-15-1
のびっこ	(宇野)	32-5044	宇野2-23-1
つばさ	(玉)	31-2048	玉6-20-22
わんぱく	(玉原)	31-8198	玉原2-22-1
にこにこ	(日比)	81-0086	御崎1-1-1
ひまわり	(二日比)	81-1388	明神町1-1
ほし	(山田)	41-2445	山田422
ともだち	(後閑)	41-2234	後閑1487-2
はと1	(荘内)	71-2938	木目555
はと2	(荘内)	71-2940	木目555
はと3	(荘内)	71-6385	木目555
たんぽぽ	(八浜)	51-3203	八浜町波知29
はっする	(大崎)	51-3577	東七区3-3
いるか	(胸上)	41-2338	梶岡639
なかよし	(鉾立)	66-5336	北方1274



児童の健全育成を目的とし、遊びを提供するとともに、親子で交流できる環境づくりを行います。

★開所日時 … 火～日曜日（祝日、年末年始は休館）

午前9時～午後5時

※行事等により臨時に休館することがありますので、ホームページ、広報たまの、社協だより等でご確認ください。

★利用方法 … 小学校就学前のお子さんは、保護者と一緒にご利用ください。

団体利用の場合は、事前に申し込みが必要です。

★事業内容 … 児童の健全育成を図るための遊びの提供。

各種団体との連携、協力。

親子のふれあいを目的とした行事。



子育てファミリー・サポート・センター

玉野市玉 2-3-1（児童館内）

TEL. 32-3778 FAX. 32-3779

会員相互の子育てに関する援助活動を実施することにより、地域における子育て支援の環境づくりを行います。

★開所日時 … 火～日曜日（祝日、年末年始は休館）

午前9時～午後5時

★会員

- ・提供会員 … 子育ての援助を行う人。
- ・依頼会員 … 子育ての援助を受けたい人。
- ・両方会員 … 子育ての援助を行う人および援助を受けたい人。



★援助内容 … ・ 保育施設への送迎および迎え後の預かり。

・ 学童保育終了後の預かり。

・ 冠婚葬祭、学校行事、その他外出等の際の子どもの預かり。

※その他、援助内容についてはご相談ください。

★援助報酬基準（子ども1人／1時間あたり）

・ 基本時間帯 … 月～金曜日の午前7時～午後7時 600円／時

・ 基本時間帯外 … 月～金曜日の午前7時以前・午後7時以降 800円／時

土・日曜日、祝日、軽度の病児（終日） 800円／時

★講習会を行っています。詳しくはホームページ、広報たまの、社協だより等をご覧ください。

障害がある人の一般就労の機会を広げ、同じ職場で安心して働き続けられるように、就労面と生活面の支援を一体的に提供します。

★対象者 … 玉野市に住んでいる障害のある人で、下記①～③のいずれかに該当する人

①一般就労を希望する15歳以上の人

②すでに福祉施設、小規模作業所など福祉的就労している人で、今後、一般就労を希望する人

③すでに企業などに就職している人

★利用料 … 無料（交通費などは、本人の実費負担）

障害者地域活動 支援センター しらさ工房

玉野市奥玉 1-18-5(すこやかセンター内)

TEL. 31-7571 FAX. 31-7571

在宅の知的障害者で、作業能力はあるが雇用されることが困難な人を対象に、作業指導及び生活訓練を行うことにより、地域福祉に根差した自立を促進します。

★基準 … 市内に住む18歳以上の知的障害者で、療育手帳を有し、作業が可能な人

★指導内容 … ・規則正しい生活習慣と集団活動をとおして、社会性、協調性を養う
・適正、能力に応じた作業をとおして、就労の基本的態度と働く喜びを身につける
・職業に必要な知識、技術の訓練を行う

★開所日時 … 月～金曜日（祝日、年末年始は休み） 午前9時～午後4時

★作業内容 … ・施設清掃 ・箸の袋詰め ・さをり織
・資源回収 ・椎茸・木耳軸切り 他



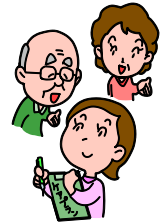
居宅介護支援事業所

玉野市田井 5-22-1
TEL. 32-4322 FAX. 32-4499

介護保険の認定を受けた在宅の要介護者等が、健全な日常生活を営むために必要な保健、医療、介護、福祉サービスを適切に利用できるよう、ケアプランを作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう、事業者との調整を行います。

★開所日時 … 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

※介護相談もお受けしていますのでお気軽に
お問い合わせください。



玉野ホームヘルプ ステーション社協

玉野市田井 5-22-1
TEL. 31-7723 FAX. 32-4499

在宅の要介護者、要支援者等が健全な日常生活を送ることができるように、身体介護及び生活援助に関するサービスを提供します。

★提供日時 … 月～日曜日 午前7時～午後7時
※年末年始は休み（休業日の利用は応相談）

★サービス内容 … <身体介護>
排泄介助、食事介助、入浴介助、身体の清拭・洗髪、衣服着脱
介助、体位変換、通院等介助、その他
<生活援助>
調理、洗濯・衣服整理、住居清掃・整理整頓、買い物、薬の
受け取り、その他

★事業内容 … ・介護保険事業（訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業）
・障害者自立支援事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、
移動支援）
・生活支援ヘルパー、産褥期ヘルパー

●生活支援ヘルパー派遣事業

市内在住の65歳以上の高齢者で、介護保険認定が非該当と認定された高齢者に対してホームヘルパーを派遣し、日常生活の指導・支援を行うことで要介護状態への進行を防止します。

★利用対象者 … 介護保険認定で「自立」と認定された人
★利用回数 … 1週間に1時間以内
★利用料 … 170円（ただし、生活保護世帯は無料）



●産褥期ヘルパー派遣事業

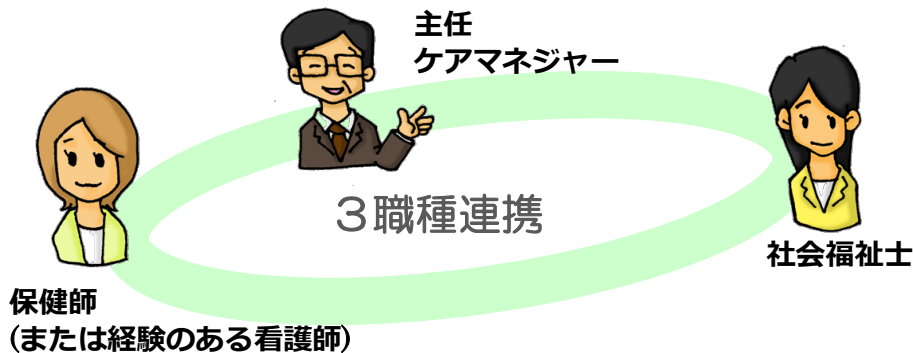
育児、家事等の支援が必要とする産褥期の母親に対してホームヘルパーを派遣し、支援を行うことで産褥期の母親の精神的・肉体的負担を軽減します。

★利用対象者 … 昼間に介助者がいない産褥期の母親
★利用回数 … 産褥婦及び乳児の退院後1年間、10回以内（1日4時間）
★利用料 … 0～950円（所得に応じる）

高齢者の身近な相談窓口

いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすため、保健・介護・福祉の3分野の専門職が連携して、市や地域住民、医療機関、介護サービス事業者、ボランティアなどと協力しながら、地域の高齢者のさまざまな相談に対応します。

★開所日時 … 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
(営業時間外及び休日は留守番電話にて対応)



自立した生活ができるよう 介護予防をすすめます

要支援1・2と認定された方や、介護が必要となるおそれがある方への支援を行います。(介護予防ケアプランの作成など)。

住み慣れた地域での安心 した暮らしを支えます

地域のケアマネジャーへの指導・支援など、地域の様々な機関・専門家と連携・協力できる体制づくりに取り組みます。

高齢者のみなさんの 権利を守ります

消費者被害の未然防止や成年後見制度の利用支援、虐待の早期発見・対応などに取り組みます。

◇いきいき百歳体操◇

いつまでも健康でいきいきと暮らしていただくため、身近な場所で気楽にできる「いきいき百歳体操」をおすすめしています。誰もがムリなく続けられる体操で、効果も実感できます！

筋力アップで
転ばない体づくり!

体を動かし
脳を活性化!
認知症を予防しよう

みんなで一緒に
集まって仲間づくり



どんな体操?

- ◆ゆっくりと手足を動かす筋力運動で、30分程度の体操です。
- ◆初回、3ヵ月、1年後に体力測定を行うので効果が数値で実感できます。
- ◆初回から3回は職員と一緒にいき、その後はそれぞれの会場で行っていただきます。
- ◆体力測定などの際には職員が伺います。

まずは体験してみませんか?

- ★対象：概ね65歳以上
会場に集まれる方
- ★場所：コミュニティハウスや公民館など
- ★人数：5人以上のグループ
- ★料金：無料

◇認知症サポーター養成講座◇

- 認知症サポーターとは「なにか」特別なことをする人ではありません。
認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かく見守り、できる範囲で手助けをする「応援者」です。
- 地域包括支援センター(いきいきセンター)では、認知症サポーター養成講座を行っています。

★対象 認知症を正しく理解し、応援しようと思う方なら誰でも可！
(年齢は問いませんが、概ね5人以上でお願いします。)

★内容 ・認知症の基礎知識
・認知症の方やその家族への関わり方
・認知症の予防 など

★時間 90分

★料金 無料



◇いきいきお役立ち講座◇

住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らせる地域づくりを目指して、地域の皆さまに役に立つ情報を出前講座でお伝えしています。

★講座メニュー

テーマ	講座名
介護予防シリーズ	いきいきと健やかに暮らす
	認知症に強い脳をつくろう！
	「ふれあい・いきいきサロン」をつくろう！
	バランスよく食べて健 ^{けんこう} 口に！
	元気で！住 ^す まいる講座
	レッツ！脳トレ
	お出かけ上手は健康上手
権利を守る	悪徳商法に気をつけよう！
	成年後見制度ってなあに？
保険と医療	介護保険制度を知ろう！
	脳卒中を予防しよう！
	お薬のはなし (玉野市薬剤師会から講師派遣)

★対象 象：玉野市内在住の方（おおむね10人以上）

★会場 場：身近な公民館、集会所等

★料金 金：無料

★開催時間：原則として平日の午前9時から午後4時までの間で約1時間程度

地域の皆さんの身近な場所で、民生委員と地域包括支援センター職員が、相談をお受けしたり、ご自宅を訪問します。福祉に関する困りごとを早めに相談いただき、早期に対応することにより、地域の皆さんの安心・安全な暮らしを目指します。

- ★開催日 … 地区民生委員会単位で毎月1回程度
※詳しい日時は地域包括支援センターのホームページを
ご覧いただくか、同センターまでお問い合わせください。
- ★開催場所 … 市民センター・公民館など
- ★対象者 … 地域の皆さんどなたでも
※日常の困りごとなど(高齢者のことにかかわらず)
お気軽にご相談ください。
- ★実施主体 … 玉野市民生委員児童委員協議会
地域包括支援センター(いきいきセンター)



生きがいデイサービス

玉野市田井 5-22-1
TEL. 070-2369-7848
FAX. 31-5638

介護認定を受けていない65歳以上の人に対して自立生活支援、社会的孤立感の解消、介護予防を図ることを目的とした憩いの場です。社協は4ヶ所で実施しています。

★しおさい

住所：玉野市山田3218-5（柏葉会憩いの家）
電話：070-2369-7839（午前9時～午後4時30分）

★みなと

住所：玉野市築港2-20-20（築港老人憩いの家）
電話：090-3177-4601（午前9時～午後4時30分）

★しらすな

住所：玉野市玉6-8-4（旧玉授産所）
電話：090-5378-3244（午前9時～午後4時30分）

★ティエラ

住所：玉野市田井5-22-1（玉野総合福祉センター）
電話：070-2369-7847（午前9時～午後4時30分）

- ★対象者 … ・65歳以上の在宅の人（玉野市に住んでいる人）
・介護保険の要介護認定を受けていない人、もしくは自立と認定された人（利用中に介護保険の要介護認定を受けた人は、申請した時点で利用できなくなります。）

★開所日時、活動内容

主な活動	しおさい	みなと	しらすな	ティエラ
パソコン活動	月・木・金	火・水・金	月・火・水	月・火・木・金
レクリエーション活動	水	木	金	

※活動時間はいずれも午前10時～午後3時頃まで。

※1週間に1回利用することができます。

※祝日、年末年始は休み。

★一日の過ごし方

午前10:00	午後0:00	1:00	2:30	3:00			
健康チェック	軽い体操	活動	昼食	活動	片付け	軽い体操	帰宅

- ・健康チェック 電子血圧計、電子体温計、体脂肪体重計を使って各自でチェックし、記入します。
- ・軽い体操 「いきいき百歳体操」や「365歩のマーチ」などの軽い運動をします。
- ・昼食 各ミニデイサロンで用意した弁当をみなさんと一緒に食べます。
- ・活動 活動内容は、指導員と利用者のみなさんと話し合いをしながら組み立てます。

- ★利用料 … 600円/日
(200円+400円(昼食代))

※その他、活動内容により実費をいただく場合があります。



いき・いき交流デイサービス

玉野市田井 5-22-1
TEL. 070-2369-7848
FAX. 31-5638

「健康づくり」や「趣味活動」など、生きがいくりのデイサービスを行っています。

- ★開催日時 … 偶数月(日曜日) 午前9時15分頃～午後2時15分頃
- ★開催場所 … すこやかセンター等
- ★活動内容 … レクリエーション、料理教室、創作活動、一日旅行、健康体操等
- ★対象者 … ・ 65歳以上の在宅の人(玉野市に住んでいる人)
・ 介護保険の要介護認定を受けていない人、もしくは自立と認定された人(利用中に介護保険の要介護認定を受けた人は、申請した時点で利用ができなくなります)
・ 生きがいデイサービスを利用している人も参加可能
・ シーバス、シートクでの参加を促進

★一日の過ごし方(例)

午前 9:15 頃	午後 0:00	1:00 頃	2:15 頃
受付 健康チェック 脳トレ	百歳体操 活動	昼食	レクリエーション 片付け 連絡等 帰宅

- ・ 健康チェック 電子血圧計を使って各自で確認し、チェック表に記入します。
- ・ いきいき百歳体操 元気な百歳を目指す筋力づくり運動を行います。
- ・ 昼食 弁当や料理教室でつくったものをみなさんで一緒に食べます。

★利用料 … 600円/回 (200円+400円(昼食代))

※その他、活動内容により実費をいただく場合があります。

※開催場所・時間・利用料は活動内容により変わります。



高齢者、心身障害者の方々が気楽にくつろぐ場として、また、機能回復訓練や研修の場として利用できます。

★開館日 … 月～金曜日（土・日曜日、祝日、年末年始は休館）

※臨時休館することがありますので、社協だより等でご確認ください。

★施設の内容

1階	2階	3階
社会福祉協議会事務局	浴室(男性及び女性)	老人クラブ連合会事務局
相談室	サンルーム	玉野地区保護司会事務局
リハビリ室	娯楽室	玉野地区更生保護所 [°] -トセンター
談話ロビー	娯楽室兼和室	会議室
ヘルパ [°] -室・居宅介護支援事業所	大広間	

★施設利用について

場所	時間	備考
浴室(2階)	正午～午後2時30分	水曜日は利用できません。
大広間(2階)	午前9時～午後4時30分	水曜日は団体の貸し切りの場合があります。
娯楽室 娯楽室兼和室(2階)	午前9時～午後4時30分	
リハビリ室(1階)	午前9時～午後4時30分	いきいき百歳体操があります。※ 下記参照

★いきいき百歳体操（1階リハビリ室で実施）

曜日	時間	内容
月、水、木	午前10時15分～ 10時45分頃 (水曜日は午後1時 30分～2時頃)	ビデオを見ながら体操をします。
火、金		看護師と一緒に体操をします。 時間中、他のリハビリ機器は使用できません。

※百歳体操の内容については、地域包括支援センターのページをご覧ください。

※当日の人数によって、参加できない場合があります。

★利用についての注意事項

- ・机、いす等を移動させた場合は元の位置に戻してください。
- ・弁当ガラや空き缶等のゴミは持ち帰ってください。
- ・スリッパをご持参ください。
- ・貴重品や靴は、盗難防止のため袋に入れて持ち歩くか、コインロッカー(使用后返金します)を利用する等、個人で管理してください。
- ・駐車場に限りがありますので、シーバス・シータクを利用されるか、自家用車はできるだけ乗り合わせてお越しく下さい。



余暇を利用して趣味や特技を深めたり、仲間と交流するための活動の場を提供しています。

★開館日時 … 月・火・木・金・土曜日 午前10時～午後9時
日曜日 午前10時～午後5時
(祝日、年末年始は休館)

★使用料金

部屋、施設	利用料金 (1時間あたり)
第1集会室	400円
音楽室	500円
第2音楽室	300円
講習室(和室)	400円
軽運動室	500円
料理講習室	500円
体育館(全面)	500円
体育館(半面)	300円



※使用時間は、準備及び片付けの時間を含みます。

※冷暖房も使用料金に含まれます。

※音楽室のピアノを使用する場合、別途1回につき200円必要です。

★主な使用例

- ・音楽 (軽運動室、音楽室、第2音楽室)
- ・スポーツ (体育館、軽運動室)
- ・講座 (軽運動室、和室)

※各部屋の使用については、事前に確認・予約してください。

★利用についての注意事項

- ・机、いす等を移動させた場合は元の位置に戻してください。
- ・弁当ガラや空き缶等のゴミは持ち帰ってください。
- ・貴重品等は、盗難防止のため個人で管理してください。
- ・駐車場に限りがありますので、公共交通機関を利用されるか、自家用車はできるだけ乗り合わせてお越しく下さい。

※老朽化した施設のため、年度途中でも部屋・施設によっては使用を中止する場合があります。

玉野市の高齢化の状況

☆地域別の高齢化の状況

令和2年4月1日現在
(高齢者 = 65歳以上の人)

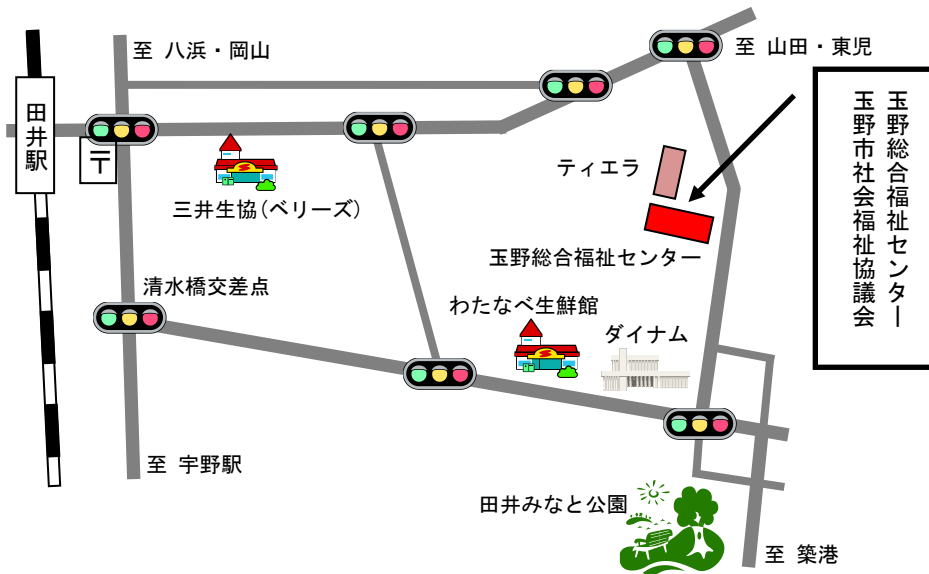
地区名	人口 (人)	高齢者 (人)	高齢化率 (%)
田井	7,453	2,363	31.7
築港	3,269	1,281	39.2
宇野	4,552	1,882	41.3
玉	2,259	1,123	49.7
奥玉	1,546	781	50.5
玉原	3,166	1,356	42.8
和田	6,316	2,536	40.2
日比	1,591	710	44.6
渋川	662	335	50.6
山田	2,841	1,059	37.3
八浜	5,521	1,728	31.3
荘内	15,519	5,376	34.6
東児	3,863	1,592	41.2
合計	58,558	22,122	37.8

案内図

☆玉野市社会福祉協議会（玉野総合福祉センター）

住所：玉野市田井5-22-1

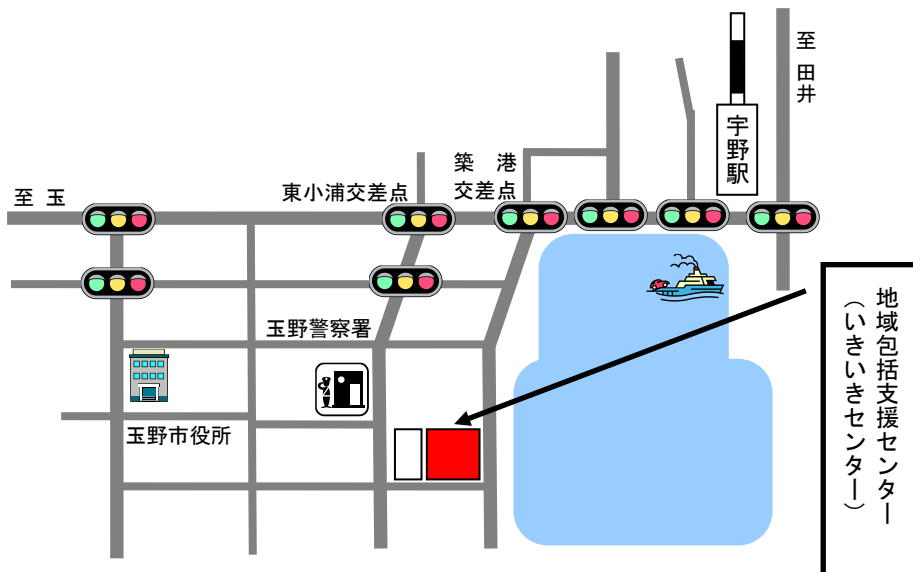
URL：http://www.tamano-shakyou.or.jp/



☆地域包括支援センター（愛称：いきいきセンター）

住所：玉野市宇野1-8-8

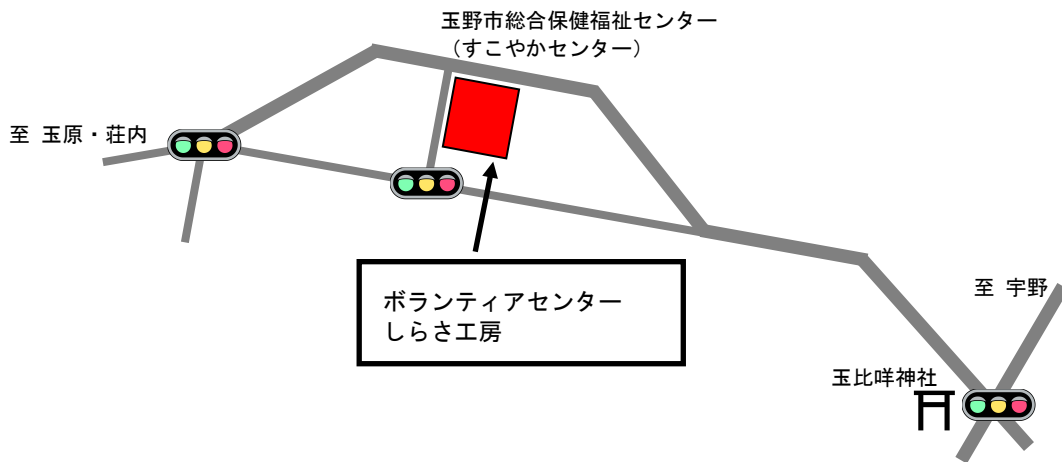
URL：http://www.tamano-shakyou.or.jp/houkatsu/



☆ボランティアセンター、しらさ工房

住所：玉野市奥玉 1-18-5（すこやかセンター内）

URL：http://www.tamano-shakyou.or.jp/

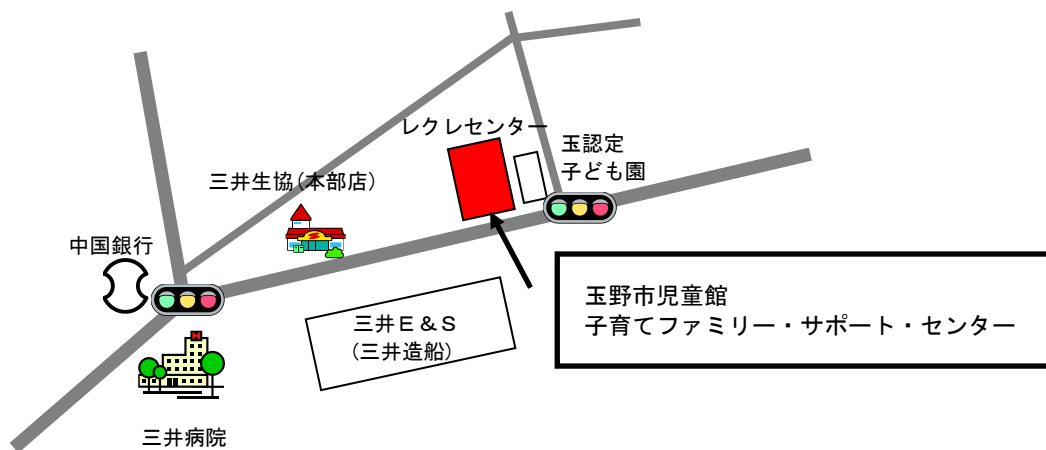


☆玉野市児童館

住所：玉野市玉 2-3-1（レクレセンター内）

URL：http://www.tamano-shakyou.or.jp/jidoukan/

URL：http://www.tamano-shakyou.or.jp/fsc-kosodate/



全国200万人加入!! 日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

ボランティア活動保険



保険金額・年間保険料 (1名あたり)

商品パンフレットは
こちら

保険金の種類		プラン	基本プラン	天災・地震補償プラン	
ケガの補償	死亡保険金		1,040万円		
	後遺障害保険金		1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額		6,500円		
	手術保険金	入院中の手術		65,000円	
		外来の手術		32,500円	
	通院保険金日額		4,000円		
賠償責任の補償	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円(限度額)		
年間保険料			350円	500円	



(ふくしの保険
ホームページ)

団体割引 20%適用済 / 過去の損害率による割増引適用

<基本プランに加入される方へ>

基本プランでは、地震・噴火・津波が起因する死傷は補償されません。

◆災害ボランティア活動の参加は、「天災・地震補償プラン」への加入をおすすめします。

※被災地でのボランティア活動では、予測できない様々な事態が想定されます。二次被害への備えとしても、あらかじめ「天災・地震補償プラン」に加入いただきますと、より安心してボランティア活動に参加いただけます。

ボランティア行事用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事におけるケガや賠償責任を補償!

送迎サービス補償 (傷害保険)

送迎・移送サービス中の自動車事故などによるケガを補償!

福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

ヘルパー・ケアマネジャーなどの活動中のケガや賠償責任を補償!

● このご案内は概要を説明したものです。お申込み、パンフレット・詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

〈引受幹事 保険会社〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL:03(3349)5137

受付時間: 平日の9:00~17:00 (土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

損保ジャパン日本興亜は、関係当局の認可等を前提として、2020年4月1日に商号を変更し、「損保ジャパン」になります。

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763
営業時間: 平日の9:30~17:30 (12/29~1/3を除きます。)

●この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。